

1. 商品名	譲渡性預金									
2. 販売対象	個人 および 法人									
3. 預入期間	1日以上2年以内									
4. 預入方法 (1) 預入形態 (2) 最低預入金額 (3) 預入単位	一括預入 5,000万円以上 1,000万円単位									
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します									
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います</li> <li>・預入期間2年もの限り、預入日の1年目の応当日（中間利払日）以降、預金者（譲渡があった場合は譲受人）からの請求にもとづき中間利払を行います</li> </ul> <p>付利単位を1,000万円とした1年を365日とする日割計算 最終預金者ごとに利子課税の取扱いが以下の通りになります</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最終預金者</th> <th>利子課税の取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税法人・個人</td> <td>約定預入期間の全期間に係る利子について課税扱いとなります</td> </tr> <tr> <td>非課税法人</td> <td>約定預入期間の全期間に係る利子について非課税扱いとなります</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収不適用の金融機関</td> <td>当該金融機関が譲渡性預金の預入日または取得日から満期日まで引続き保有していた期間に対応する利子については、源泉徴収不適用の取扱いとなり、その他の期間に係る利子については課税扱いとなります。なお、金融機関が受取る利子については、地方税は非課税となります</td> </tr> </tbody> </table>		最終預金者	利子課税の取扱	課税法人・個人	約定預入期間の全期間に係る利子について課税扱いとなります	非課税法人	約定預入期間の全期間に係る利子について非課税扱いとなります	源泉徴収不適用の金融機関	当該金融機関が譲渡性預金の預入日または取得日から満期日まで引続き保有していた期間に対応する利子については、源泉徴収不適用の取扱いとなり、その他の期間に係る利子については課税扱いとなります。なお、金融機関が受取る利子については、地方税は非課税となります
最終預金者	利子課税の取扱									
課税法人・個人	約定預入期間の全期間に係る利子について課税扱いとなります									
非課税法人	約定預入期間の全期間に係る利子について非課税扱いとなります									
源泉徴収不適用の金融機関	当該金融機関が譲渡性預金の預入日または取得日から満期日まで引続き保有していた期間に対応する利子については、源泉徴収不適用の取扱いとなり、その他の期間に係る利子については課税扱いとなります。なお、金融機関が受取る利子については、地方税は非課税となります									
7. 手数料	—									
8. 付加できる 特約事項	預金者は、証書を満期日まで保有することもできますし、満期日前に譲渡することもできます									
9. 中途解約時の 取扱い	中途解約はできません									
10. リスクに関する 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限前に売却した場合、市場金利の情勢によっては売却代金の金額が当初購入額を下回る場合があります</li> <li>・預金保険の対象外です</li> </ul>									
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772									
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利については窓口でお問合わせください</li> </ul>									